

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

子ども・子育て支援関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大分県日出町長

公表日

令和5年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)や学校教育法(昭和22年法律第26号)など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者等の管理、利用者負担金の徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報は、以下の事務で取扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料及び給付費算定並びに副食費助成に必要な各種情報の照会 ⑤窓口や郵送での書類の受入 ⑥サービス検索・電子申請機能での受領
③システムの名称	(1)総合福祉システムWEL+ (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ (5)サービス検索・電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 94の項 2. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3177

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月6日	I 1. ③システムの名称	Tops21子ども子育て支援業務	(1)Tops21-e子ども子育て支援システム (2)Tops21-e統合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー	事後	
平成28年5月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 94の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第68条	事後	
平成28年5月6日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)116の項 (別表第二における情報照会の根拠)116の項	(情報提供の根拠) ・なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 116の項	事後	
平成28年5月6日	I 5. ①部署	福祉対策課	福祉対策課、教育総務課	事後	
平成28年5月6日	I 5. ②所属長	福祉対策課長 原田 秀正	福祉対策課長 原田 秀正、教育委員会教育総務課 藤本 英示	事後	
平成28年5月6日	I 6. 他の評価実施機関	なし	大分県日出町教育委員会	事後	
平成28年5月6日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉対策課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3121	福祉対策課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3121 教育委員会教育総務課 〒879-1506 大分県速見郡日出町3891番地2 Tel:0977-73-3157	事後	
平成28年5月6日	II 1. 対象人数	平成26年4月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年5月6日	II 2. 取扱者数	平成26年4月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年12月22日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 116の項	(情報提供の根拠) ・なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第59条の2	事後	
平成29年7月18日	I 1. ②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)や学校教育法(昭和22年法律第26号)など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報、以下の事務で取扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)や学校教育法(昭和22年法律第26号)など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報、以下の事務で取扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤窓口や郵送での書類の受入 ⑥サービス検索・電子申請機能での受領	事前	
平成29年7月18日	I 1. ③システムの名称	(1)Tops21-e子ども子育て支援システム (2)Tops21-e統合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー	(1)Tops21-e子ども子育て支援システム (2)Tops21-e統合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー (5)サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年7月7日	I 5. ①部署	福祉対策課、教育総務課	子育て支援課	事後	
平成29年7月7日	I 5. ②所属長	福祉対策課長 原田 秀正、教育委員会教育総務課 藤本 英示	子育て支援課長 佐藤 久美子	事後	
平成29年7月7日	I 6. 他の評価実施機関	大分県日出町教育委員会	なし	事後	
平成29年7月7日	I 8. 連絡先	福祉対策課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3121 教育委員会教育総務課 〒879-1506 大分県速見郡日出町3891番地2 Tel:0977-73-3157	子育て支援課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3177	事後	
平成29年7月7日	II 1. 対象人数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年7月7日	II 2. 取扱者数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月13日	I 3. 法令上の根拠	1. ～2. (略)	1. ～2. (略) 3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条	事後	
平成30年6月13日	I 5. ②所属長の役職名	子育て支援課長 佐藤 久美子	子育て支援課長	事後	
令和1年6月10日	II 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	II 2. 取扱者数	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年9月16日	I 1. ①システム名称	(1)Tops21-e 子ども子育て支援システム (2)MICJET番号連携サーバー (3)Tops21-e 共通管理システム (4)中間サーバー (5)サービス検索・電子申請機能	(1)総合福祉システムWEL+ (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ (5)サービス検索・電子申請システム	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	II 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日	事後	
令和2年9月16日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日	事後	
令和3年7月6日	I 1. ②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)や学校教育法(昭和22年法律第26号)など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担金の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報は、以下の事務で取扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤窓口や郵送での書類の受入 ⑥サービス検索・電子申請機能での受領	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)や学校教育法(昭和22年法律第26号)など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者等の管理、利用者負担金の徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報は、以下の事務で取扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料及び給付費算定並びに副食費助成に必要な各種情報の照会 ⑤窓口や郵送での書類の受入 ⑥サービス検索・電子申請機能での受領	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第68条 3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 94の項 2. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 15の項	事後	
令和3年7月6日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第59条の2	(情報提供の根拠) なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 116の項	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日	令和4年7月1日	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日	令和4年7月1日	事後	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日	令和5年8月1日	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日	令和5年8月1日	事後	